



発行 東京都

目次

18

規則

○東京都組織規程の一部を改正する規則……………（総務局人事部調査課）…

規則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第五十七号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程（昭和二十七年東京都規則第百六十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「本庁局」の下に、「室」を加える。

「第二章 本庁局及び分課」を「第二章 本庁局、室及び分課」に改める。

第八条第一項中「及びその」を「、室及び」に改め、同項の表政策企画局の部総務部

「秘書課」「企画計理課

の項中「管理課」「秘書課」に改め、同部政策調整部の項を次のように改める。

「渉外課」「管理課」

政策部

政策調査課

渉外課

第八条第一項の表政策企画局の部政策調整部の項の次に次のように加える。

戦略広報部

企画課

広報広聴課

報道課

第八条第一項の表政策企画局の部計画部の項を次のように改める。

計画調整部

計画調整課

プロジェクト推進課

第八条第一項の表政策企画局の部戦略事業部の項の次に次のように加える。

オリンピック・パラリンピック調整部

管理課

調整課

第八条第一項の表政策企画局の項の次に次のように加える。

子供政策連携室

子供政策連携推進部

企画課

事業推進課

第八条第一項の表総務局の部総務部の項中「グループ経営戦略課」を「グループ経営情報公開課」に改め、同表デジタルサービス局の部総務部の項中「企画計理課」を「企画計

理課」に改め、同表デジタルサービス局の部総務部の項中「戦略課」を「戦略課」に改め、

「戦略課」に改め、同部戦略部の項中「戦略課」を「戦略課」に改め、同表主税局の部課税部の項中「査察課」を「調査査察課」に改め、同表生活文化局の部

中「生活文化局」を「生活文化スポーツ局」に改め、同部広報広聴部の項を削り、同部

都民生活部の項の次に次のように加える。

「戦略課」に改め、同部戦略部の項中「戦略課」を「戦略課」に改め、同表主税局の部課税部の項中「査察課」を「調査査察課」に改め、同表生活文化局の部

中「生活文化局」を「生活文化スポーツ局」に改め、同部広報広聴部の項を削り、同部

都民生活部の項の次に次のように加える。

都民安全推進部

総合推進課

都民安全課

治安対策課

若年支援課

第八条第一項の表生活文化局の部文化振興部の項の次に次のように加える。

スポーツ総合推進部

企画調整課

スポーツレガシー活用促進課

スポーツ課

国際大会課

パラスポーツ課

スポーツ施設部

調整課

施設整備第一課

施設整備第二課

第八条第一項の表オリンピック・パラリンピック準備局の項を削る。

「企画政策課

第八条第一項の表福祉保健局の部総務部の項中

計理課

を「契約管財課」に改

契約管財課」

め、同項の次に次のように加える。

企画部

企画政策課

計理課

第八条第一項の表福祉保健局の部感染症対策部の項の次に次のように加える。

都立病院支援部

法人調整課

第八条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を

同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の子供政策連携室は、政策企画局に置く。

第九条第三項中「外務長を」の下に「、子供政策連携室に理事を」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 室に室長を置く。

第十条第二項中「局に」を「局及び室に」に改める。

第十一条第四項中「局」の下に「及び室」を加える。

第十二条中「局長」の下に「及び室長」を加える。

第十四条中第十二項を第十四項とし、第九項から第十一項までを二項ずつ繰り下げ、

同条第八項中「局長」の下に「、室長又は担当局長」を加え、同項を同条第十項とし、

同条中第七項を第九項とし、第三項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、第二項の次に

次の二項を加える。

3 室長は、局長の命を受け、室の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

4 室長は、室の事務の執行状況につき随時文書又は口頭をもつて局長に報告するものとする。

第十五条第一項中「、局長」の下に「、室長」を加え、同条第二項中「もつて局長」

の下に「、室長」を加える。

第十九条の表総務部の部総務課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から

第八号までを一号ずつ繰り上げ、第九号を削り、同項第十号中「及び行政評価の実

施」を削り、同項を同項第八号とし、同項中第十一号を第九号とし、第十二号を第十号

とし、第十三号を削り、第十四号を第十一号とし、同項の次に次のように加える。

企画計理課

一 局事務事業の総合的な企画及び調整に関すること。

二 局事務事業の進行管理に関すること。

三 局事務事業の行政評価の実施に関すること。

四 局の予算、決算及び会計に関すること。

第十九条の表総務部の部渉外課の項を削り、同表政策調整部の項を次のように改める。

政策部

政策調査課

- 一 知事の特命に係る重要な施策の企画、立案及び調査に関する事
- 二 知事の補佐業務に関する事
- 三 顧問及び参与に関する事
- 四 部内他の課に属しない事

渉外課

- 一 全国知事会、他県市、国等との連絡及び情報収集に関する事
 - 二 地方との連携推進に関する事
 - 三 地方分権の推進に関する事(他の局に属するものを除く。)
- 第十九条の表政策調整部の項の次に次のように加える。

戦略広報部

企画課

- 一 重要な施策の広報に係る総合的な企画及び連絡調整に関する事
 - 二 広報に係る情報の収集、調査及び分析に関する事
 - 三 部内他の課に属しない事
- 広報広聴課
- 一 各種媒体を活用した広報活動に関する事
 - 二 シティホールテレビの管理及び運営に関する事(他の局に属するものを除く。)
 - 三 都政記録に関する事
 - 四 広聴に関する事(他の局に属するものを除く。)

報道課

- 一 都政報道及び報道機関との連絡に関する事
- 第十九条の表計画部の部中「計画部」を「計画調整部」に改め、同部計画課の項中「計画課」を「計画調整課」に改め、第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。
- 一 重要な政策の総合調整に関する事
- 第十九条の表計画部の部計画課の項に次の一号を加える。

六 子供政策連携室との連絡に関する事

第十九条の表計画部の部計画課の項の次に次のように加える。
プロジェクト推進課

- 一 総合的な長期計画等に掲げる基幹プロジェクトの推進に関する事
- 第十九条の表戦略事業部の項の次に次のように加える。
オリンピック・パラリンピック調整部
管理課

管理課

- 一 第三十二回オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会(以下この条において「競技大会」という。)に係る調整に関する事(他の局、部及び課に属するものを除く。)
- 二 競技大会に係る関係機関・団体との連絡調整に関する事(他の局、部及び課に属するものを除く。)
- 三 部内他の課に属しない事

調整課

- 一 競技大会の経費等に関する事
- 第十九条の次に次の一条を加える。
- (子供政策連携室の部及び各課の分掌事務)
- 第十九条の二 子供政策連携室の部及び各課の分掌事務は、次のとおりとする。
子供政策連携推進部

企画課

- 一 室の組織及び定数に関する事
- 二 室所属職員の人事及び給与に関する事
- 三 室所属職員の福利厚生に関する事
- 四 室事務事業に関する法規の調査及び解釈に関する事
- 五 室の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関する事
- 六 室の情報公開に係る連絡調整等に関する事
- 七 室の個人情報保護に係る連絡調整等に関する事
- 八 室の予算、決算及び会計に関する事

- 九 室事務事業の進行管理及び調整に関すること。
- 十 室事務事業の管理改善及び行政評価の実施に関すること。
- 十一 室事務事業の広報及び広聴に関すること。
- 十二 室事務事業の情報化施策の企画、調整及び推進に関すること。
- 十三 子供政策の企画、立案及び総合調整に関すること。
- 十四 子供政策に係る情報の収集、調査、分析等に関すること。
- 十五 こども未来会議に関すること。
- 十六 子供政策関連経費の把握及び分析に関すること。
- 十七 政策企画局との連絡に関すること。
- 十八 室内他の課に属しないこと。

事業推進課

- 一 子供に係る重要な施策の企画、立案及び推進に関すること。

第二十条の表総務部の部グループ経営戦略課の項の次に次のように加える。

情報公開課

- 一 情報公開の総合的な推進に関すること。
- 二 情報公開に係る連絡調整等に関すること。
- 三 東京都情報公開審査会に関すること。
- 四 個人情報保護に係る連絡調整等に関すること。
- 五 東京都個人情報保護審査会に関すること。
- 六 個人情報保護に係る事業者への指導及び周知に関すること。
- 七 個人情報保護に係る苦情の処理・あつせんに関すること。
- 八 東京都情報公開・個人情報保護審議会に関すること。
- 九 都民情報ルームの管理及び運営に関すること。

第二十条の表人事部の部制度企画課の項第六号中「非常勤職員制度」の下に「及び臨時的任用職員制度」を加え、同表行政部の部振興企画課の項第七号中「過疎地域自立促進特別措置法」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に改める。

第二十一条の表主計部の部予算第一課の項第一号中「生活文化局、オリンピック・パラリンピック準備局」を「生活文化スポーツ局」に、「都民安全推進本部」を「子供政

策連携室」に改め、同部予算第二課の項第一号中「病院経営本部」を削り、同表建築保全部の部オリンピック・パラリンピック施設整備課の項第一号及び第二号中「工事」を「改修工事」に改める。

第二十一条の二の表総務部の部企画計理課の項第五号を削り、同項の次に次のように加える。

情報セキュリティ課

- 一 サイバーセキュリティを含む情報セキュリティに関すること。

第二十一条の二の表戦略部の部戦略課の項第一号及び第二号中「情報通信施策」を「デジタル関連施策」に改め、同項第三号を次のように改める。

- 三 行政手続に係る企画及び指導に関すること。

第二十一条の二の表戦略部の部戦略課の項の次に次のように加える。

区市町村DX支援課

- 一 区市町村のデジタル関連施策に対する必要な支援に係る企画及び調整に関すること(他の部に属するものを除く)。

第二十一条の二の表戦略部の部デジタル推進課の項第二号中「ICT人材」を「デジタル人材」に改め、同部デジタル改革課の項第二号中「行政手続及び」を削り、同表デジタルサービス推進部の部デジタルサービス推進課の項第一号中「先端事業の」の下に「推進及びスマートサービスの実装に係る」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「官民連携データプラットフォーム」を「東京データプラットフォーム」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「ICTの利活用に係る」を「デジタル技術の導入及び利活用に係る各局の」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

- 二 スマート東京先行実施エリア(都心部)に係る企画及び立案並びに関係機関との連絡調整に関すること。

第二十一条の二の表デジタルサービス推進部の部ネットワーク推進課の項第三号中「スマート東京実施戦略」を「スマート東京先行実施エリア(西新宿)」に改め、同表デジタル基盤整備部の部情報システム企画課の項第一号中「データ通信ネットワークの整備計画」を「ICTの利活用、運用管理等に係る企画調整」に改め、同項第二号中

「データ通信ネットワークに係る設備工事の設計」を「基幹的な情報通信システムの整備、運用管理等に係る企画調整」に改め、同部情報システム運用課の項第一号を削り、同項第二号中「及び業務改善に係るICT基盤」を削り、同号を同項第一号とし、同項第三号中「データ通信ネットワークの下に「整備計画、」を加え、同号を同項第二号とし、同項第四号中「設備工事の」の下に「設計、」を加え、同号を同項第三号とする。

第二十二条の表課税部の部課税指導課の項第四号を削り、同部法人課税指導課の項第一号中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同部査察課の項を次のように改める。

調査査察課

- 一 都たばこ税、軽油引取税及び宿泊税の調査に関する事。
- 二 法人の都民税及び法人の事業税等の調査に関する事。
- 三 都税等の犯則取締りに関する事。

第二十三条（見出しを含む。）中「生活文化局」を「生活文化スポーツ局」に改め、同条の表広報聴部の項を削り、同表都民生活部の部地域活動推進課の項に次の二号を加える。

- 三 都政及び都民生活に係る相談に関する事（他の局及び部に属するものを除く。）。
- 四 外国語による相談に関する事。

第二十三条の表都民生活部の項の次に次のように加える。

都民安全推進部

総合推進課

- 一 部所管事業に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事。
- 二 交通安全に係る総合的施策の調査、企画、立案及び関係機関との連絡調整に関する事。
- 三 交通安全計画の策定及び推進に関する事。
- 四 東京都交通安全対策会議に関する事。
- 五 首都交通対策協議会に関する事。
- 六 自動車運転代行業の認定等に係る同意及び監督に関する事。

七 交通事故相談に関する事。

八 その他交通安全対策の推進に関する事。

九 部内他の課に属しないこと。

都民安全課

一 都民の安全安心に係る総合的施策の調査、企画、立案及び関係機関との連絡調整に関する事。

二 再犯防止計画に関する事。

三 外国人共生・滞在支援に関する事。

四 サイバー空間上の安全対策の推進に関する事。

五 東京都安全安心まちづくり条例の施行に関する事。

治安対策課

一 治安に係る総合的施策の調査、企画、立案及び関係機関との連絡調整に関する事。

二 治安対策の推進に関する事。

若年支援課

一 子供・若者の支援に係る総合的施策の調査、企画、立案及び関係機関との連絡調整に関する事。

二 東京都青少年問題協議会及び東京都青少年健全育成審議会に関する事。

三 子供・若者支援の推進並びに子供・若者支援関係団体及び関係業界の指導及び連絡に関する事。

第二十三条の表文化振興部の部企画調整課の項第五号から第八号までを次のように改める。

五 都民の日に関する事。

六 東京都平和の日に関する事。

七 名誉都民に関する事。

八 文化振興に係る都民顕彰に関する事。

第二十三条の表文化振興部の部企画調整課の項中第九号から第十一号までを削り、第十二号を第九号とし、同部文化事業課の項第四号から第七号までを次のように改める。

- 四 東京文化会館に関すること。
- 五 東京芸術劇場に関すること。
- 六 東京都江戸東京博物館に関すること。
- 七 東京都美術館に関すること。
- 第二十三条の表文化振興部の部文化事業課の項に次の四号を加える。

- 八 東京都現代美術館に関すること。
- 九 東京都写真美術館に関すること。
- 十 東京都庭園美術館に関すること。
- 十一 文化施設の管理及び調整に関すること。

第二十三条の表文化振興部の項の次に次のように加える。
スポーツ総合推進部

企画調整課

- 一 スポーツ及びレクリエーション(以下この条において「スポーツ等」という。)の施策に係る総合的な企画、調整及び推進に関すること。
- 二 スポーツ等の施策に係る関係機関との連絡調整等に関すること。
- 三 部内他の課に属しないこと。

スポーツレガシー活用促進課

- 一 スポーツレガシーの活用促進に関すること。

スポーツ課

- 一 スポーツ等の施策の推進に関すること(他の課に属するものを除く。)
- 二 スポーツ等の総合的な指導に関すること(他の課に属するものを除く。)
- 三 スポーツ等に係る団体の育成に関すること(他の課に属するものを除く。)
- 四 競技力向上に係る施策に関すること(他の課に属するものを除く。)
- 五 スポーツ等に係る国際交流事業に関すること。
- 六 第七十七回国民体育大会関東ブロック大会の開催準備に関すること。

国際大会課

- 一 国際競技大会に関すること(他の課に属するものを除く。)
- 二 マラソン祭り等に関すること。

- 三 自転車競技関連事業に関すること。

パラスポーツ課

- 一 障害者のスポーツ等の施策の推進に関すること(他の課に属するものを除く。)
- 二 障害者のスポーツ等の総合的な指導に関すること。
- 三 障害者のスポーツ等に係る団体の育成に関すること。
- 四 障害者のスポーツの競技力向上に係る施策に関すること。

スポーツ施設部

調整課

- 一 スポーツ施設の管理に関すること(他の局に属するものを除く。)
- 二 部内他の課に属しないこと。

施設整備第一課

- 一 新規恒久施設等の整備及び開設準備に関すること(他の局に属するものを除く。)

施設整備第二課

- 一 スポーツ施設の整備及び改修に関すること(他の局及び課に属するものを除く。)

第二十三条の二を削る。

第二十四条の表市街地整備部の部管理課の項第一号中「及び駅前広場築造事業等」を「等」に改め、同部再開発課の項第四号中「及び駅前広場築造事業」を削り、同項第九号を次のように改める。

- 九 晴海五丁目西地区に係るエネルギー事業、交通施設整備等に関すること。

第二十五条の表総務部の部環境政策課の項第十三号を削る。

第二十六条の表総務部の部総務課の項第十号を削り、第十一号を第十号とし、同部企画政策課の項及び計理課の項を削り、同表総務部の項の次に次のように加える。

企画部

企画政策課

- 一 局事務事業の総合的な企画及び調整に関すること。

二 福祉保健医療の研究に関すること。

三 東京都社会福祉審議会に関すること。

四 局事務事業の情報化施策の企画、調整及び推進に関すること。

五 福祉及び保健衛生に係る区市町村との連絡及び調整に関すること。

六 局の所管に係る政策連携団体等の指導及び監督に関すること。

計理課

一 局の予算、決算及び会計（他の課に属するものを除く。）に関すること。

二 局事務事業の進行管理に関すること。

三 局事務事業の行政評価の実施に関すること。

第二十六条の表健康安全部の部環境保健衛生課の項中第二十三号を第二十四号とし、

第十九号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 愛玩動物看護師法に基づく愛玩動物看護師養成所の指定に関すること（他の局に属するものを除く。）。

第二十六条の表感染症対策部の項の次に次のように加える。

都立病院支援部

法人調整課

一 地方独立行政法人東京都立病院機構に関すること。

第二十七条の表雇用就業部の部能力開発課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、

第十号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十八条の表公園緑地部の部公園建設課の項第二号を削る。

第三十条の表管理部の部公金管理課の項第六号中「第十二号」を「第十一号」に改める。

る。

別表三 一の項を削り、同表中二の項を一の項とし、同表三の項中「生活文化局」を「生活文化スポーツ局」に改め、同項を同表二の項とし、同表四の部(一)の項中「、駅前広場築造事業の施行に関する事務」を削り、同部を同表三の部とし、同表五の項を同表四の項とし、同表六の部(一)の項を削り、同部中(二)の項を(一)の項とし、(三)の項から(五)の項までを一項ずつ繰り上げ、同部を同表五の部とし、同表中七の項を六の項とし、八の項を七の項とし、九の項を八の項とする。

別表四 二の部東京都大田都税事務所の項中「大田区西蒲田七丁目十一番一号」を「大田区新蒲田一丁目十八番二十二号」に改め、同部東京都渋谷都税事務所の項中「渋谷区宇田川町一番一号」を「渋谷区千駄ヶ谷四丁目三番十五号」に改める。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表四 二の部東京都渋谷都税事務所の項の改正規定 令和四年五月二日

二 別表四 二の部東京都大田都税事務所の項の改正規定 令和四年五月六日

三 第八条第一項の表福祉保健局の部感染症対策部の項の次に次のように加える改正規定、第二十一条の表主計部の部予算第二課の項第一号の改正規定、第二十六条の表感染症対策部の項の次に次のように加える改正規定、第三十条の表管理部の部公金管理課の項第六号の改正規定及び別表三の改正規定（同表六の部(一)の項を削り、同部中(二)の項を(一)の項とし、(三)の項から(五)の項までを一項ずつ繰り上げる部分に限る。） 令和四年七月一日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

